

札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業実施要領

平成 21 年 3 月 26 日
保健福祉局長決裁

（目的）

第1条 この要領は、札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 11 条の規定に基づき、事業の実施について必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 要綱第 1 条に定める「高齢者等」とは、40 歳以上の要介護認定者とする。

2 要綱第 2 条に規定する本市内に居住している者の取扱いについては、次の各号に定めるものとする。

- (1) 高齢者等については、住民票及び居住地のいずれも札幌市内の者を対象とする。ただし、住民票と居住地が相違する札幌市内の者についての申請受付・支給決定は、住民票の所在区で処理する。
- (2) 重度障がい者（児）については、手帳の住所及び居住地のいずれも札幌市内の者を対象とする。なお、手帳の住所と居住地が相違する場合についての申請受付・支給決定は、手帳の住所地の区で処理する。
- 3 市外転入の者で介護保険認定調査結果の内容が確認できない場合は、転入前の市町村における介護保険認定調査票等の情報を申請者より添付させるものとし、その結果により判断する。
- 4 重度障がい者（児）において常時おむつの使用が必要と認められる者とは、次の各号に定める者とする。

(1) 重度身体障がい者

身体障害者手帳 1 級・2 級の所持者であって、以下アまたはイのいずれかを含む 2 点以上を満たすもの。

- ア 感覚麻痺・両下肢の機能障害などの身体障がいにより「排尿」「排便」が自立していない場合
- イ 寝たきり
- ウ 「排尿」「排便」の意思表示が困難
- エ 尿意、便意はあるが介護者がいない

(2) 重度知的障がい者

以下のいずれも満たす者。

- ア 療育手帳 A の所持者
- イ 常時（昼夜）おむつを使用している旨の申立が申請者よりあること
- ウ 知的障がいにより、「排尿」「排便」の意思表示が困難であること

(3) 重度精神障がい者

以下のいずれも満たす者。

- ア 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者
- イ 常時（昼夜）おむつを使用している旨の申立が申請者よりあること
- ウ 精神障がいにより、「排尿」「排便」の意思表示が困難であること

※ 満 2 歳半以上 3 歳未満の者については医療機関の確認書（別紙）を添付すること

（グループホーム等の申請可能な範囲）

第 3 条 グループホーム等の申請可能な範囲については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 高齢者等については、グループホーム、軽費老人ホーム、（A 型・B 型）、生活支援ハウス、ケアハウス及び有料老人ホームとする。
- (2) 重度障がい者（児）については、グループホーム、ケアホーム及び福祉ホームとする。
- 2 前項に規定する施設等入所者の取扱いについては、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 契約書又は重要事項説明書の写しを申請時に添付する。

- (2) 前(1)におむつの支給の記載がない場合は、おむつ代の領収書など本人がおむつ代を支払っていることが証明できる書類の写しを申請時に提出させる。

(支給・決定処理)

第4条 高齢者等おむつの支給決定を受けたもので、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者については、手帳の取扱い区で申請受理・決定を行うものとする。

(優先順位)

第5条 高齢者等おむつ、重度障がい者おむつの優先順位は、高齢者等おむつを優先する。ただし、この場合で高齢者等おむつに該当にならない場合は重度障がい者おむつの支給を優先することができる。

(利用内容の変更に伴う利用者負担)

第6条 紙おむつサービスの利用内容の変更に伴う利用者負担については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 当該月の初日(1日)以外に生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける被保護者は、翌月から要綱第4条第1項第1号の負担額とする。
- (2) 当該月の初日(1日)以外に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の適用を受ける中国残留邦人等は、翌月から要綱第4条第1項第2号の負担額とする。
- (3) 当該月の紙おむつ配送後に、同月内で要綱第8条第1項又は第2項の要件に該当した場合については、当月分の配送した紙おむつまで支給対象とし、翌月分から停止、又は廃止する。ただし、要綱第8条第1項に該当することとなった者のうち、入院日時点において18歳未満である者(入院日当日に18歳に達する者を含む。)については、当該月の紙おむつ配送の前後にかかわらず、当該月及び入院日の属する月の翌月から連続する3か月分までの紙おむつを支給対象とすることができるものとし、その場合は支給最終月の翌月分から停止する。

(システムの入力処理)

第7条 システムの入力処理については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 入院によりサービスを停止する場合の停止日は、入院日の翌日とするが、前条第1項第3号ただし書きに該当する場合の停止日は、支給最終月の翌月1日とする。
 - (2) 前号の支給再開日は、退院の当日とする。
 - (3) 死亡、市外転出又は介護保険施設に入所した場合の廃止日は死亡、市外転出又は入所日の翌日とする。
- 2 月の途中で区間異動(移管)があった場合は、移管先の区は翌月の1日付で入力処理する。

(本市負担金額の返還)

第8条 要綱第10条に定める返還に係る事務処理は、保健福祉局高齢保健福祉部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行するものとし、平成21年4月1日の申請から適用する。

附 則

この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとし、平成 24 年 4 月 1 日の申請から適用する。

附 則

この要領は平成 25 年 8 月 8 日から施行するものとし、平成 25 年 8 月 1 日より適用する。

附 則

- 1 この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の第 2 条 4 項に規定する重度障がい者(児)において常時おむつの使用が必要と認められる者には、平成 22 年 4 月 1 日より前に決定され、継続して支給を受けている者についても含むものとする。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

おむつ使用状況確認書		
障害児	住所	札幌市 区
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 (歳 ヶ月)
手帳	身体障害者手帳 (級)・療育手帳 ()・精神障害者保健福祉手帳 (級)	
おむつを必要とする原因疾患		
現在の症状	※ 次の項目に該当であれば、□にレを記入してください <input type="checkbox"/> 重度障がい直接の原因として排尿・排便が自立しておらず、常時おむつを必要とする状態にある <input type="checkbox"/> 今後における身心の発達を考慮しても、3歳到達以降においても引き続きおむつを常時必要とすると推定される	
年 月 日		
機関名		(TEL -)
氏名		
確認欄	確認者	